

特記仕様書

R4. 8. 23 確認 (R4-2)

工 事 名: (繰越) 令和 3 年度 村道前岳線災害復旧工事
工 事 場 所: 渡嘉敷村 字阿波連 地内
工 事 期 間: (139 日間)
工 事 概 要: 数 量 別 紙

本工事の設計時期: 本工事設計書は令和 4 年 8 月時点での労務・資材単価及び土木工事標準積算基準所(令和 4 年度版)に基づいて作成している。

1. 一般適用事項

1. 1 この仕様書は、渡嘉敷村が施工する頭書の工事に適用を期するために、請負者が厳守しなければならない工事仕様を示すものである。
1. 2 本工事は、本特記仕様書及び図面に準じて施工することを原則とし、本特記仕様書に記載されていない事項は、沖縄県土木建築部発行(令和 3 年 7 月)土木工事共通仕様書に基づき実施しなければならない。及びその他の参考図書に準じて厳密に施工しなければならない。
 - (1) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号)
 - (2) 道路法 (昭和 27 年 法律第 180 号)
 - (3) 労働安全衛生規則 (昭和 22 年 労働省令第 9 号)
 - (4) 公害対策基準法 (昭和 42 年 法律第 132 号)
 - (5) 騒音規制法施工令 (昭和 43 年 法律第 498 号)
 - (6) その他本工事に関係するその法規を熟読し、必要なる諸手続きを速やかに関係各省庁に対して行うとともに監督員にその旨、報告書にて提出しなければならない。
1. 3 調査測量
請負者は、工事契約後速やかに必要な測量を実施し、設計図面と現地との関係を詳細に調査し、設計図面と現地との関係に相違を発見した際には監督員と協議しなければならない。協議を怠って工事を実施したために生じた損害はすべて請負者の負担とする。
1. 4 工事の変更及び追加
工事施工にあたっては請負者、監督員が本仕様書を改正する必要を認めたときには両者協議のうえ、変更又は追加を行うことがある。
1. 5 工期内の休日等には、雨天、日曜日、祝日、及び年末年始休暇の他、工期内の全土曜日を含まれている。
- 1-6 請負者は、監督員の指示する様式により 作業日報, その他の書類を遅滞なく提出しなければならない。
- 1-7 構造物の法線及び標高は、現場監督員立会いの上、定めるものとする。

2. 着 手

2. 1 書類の提出

請負者は、工事着手において次に示す書類を作成・提出し、承認を受けなければならない。

- ア) 工事着手届 イ) 施工計画書 ウ) 工程表
- エ) 現場代理人届 オ) 主任技術者届 カ) 工事下請通知書及び施工体制台帳
- キ) 使用機械計画書

2. 2 工事測量

- ア) 仮 BM は、工事中に変動のないような位置を選定し設置しなければならない。また工事期間中は定期的に検査し十分な精度を有するよう努めなければならない。
- イ) 既存の測量鈷は適切な方法にて保護しなければならない。
- ウ) 本工事に必要な測量に要する費用はすべて請負者の負担とする。

2. 3 資材の使用

- ア) 本工事に使用する資材等は、県内で生産又は製造される資材等で、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するものとする。
- イ) 本工事に使用する資材等は、予め監督員の承諾を受けなければならない。

3. 現場管理

- ア) 請負者は、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。
- イ) 請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上、地下の既設構造物に対し支障を及ぼさないよう必要な防護工等の措置を施さなければならない。これに要する費用は請負者の負担とする。本工事以外の既設構造物及び埋設物に損傷を与えた場合には、請負者の負担に於いて速やかに修復し構造物の機能を回復しなければならない。
- ウ) 請負者は、工事の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、又は第三者に損傷を与えた事故が発生したときは、遅滞なくその状況を監督員に報告すること。
- エ) 請負者は、工事車両の出入りに使用する道路を常に巡回し、沿道の住民及び利用者に迷惑のかからぬように注意し、十分な対策を講ずること。
- オ) 請負者は、所轄警察署の許可条件を厳守し、安全管理に万全の策を工事しなければならない。

4. 官公庁等への手続

- ア) 工事施工に必要な関係官公庁、その他に対する手続(通常請負者が手続を行うとされているもの)は、請負者において速やかに処理すること。
- イ) 関係官公庁その他に対して、請負者が交渉要するとき又は、交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に報告すること。
- ウ) 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜

日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

5. 工事仕様

5.1 土 工

- ア) 切取りは、できる限り上部から行うものとし、切りすぎないように注意しなければならない。
- イ) 掘削・切土から対策工を完了するまでの期間は、長期にわたり無処理で放置しない。また、法面を放置する期間を最小限にするように施工延長方向の切土・掘削を行う。（施工性を向上させるあまり、一気に長い延長を施工し、法面を長期間放置するとそこから地山の崩壊が起こる恐れがあるため、施工計画は十分に留意する。）
- ウ) 切取り及び構造物の床掘仕上げは、所定の計画高さを原則とする。但し、監督員が特に指示した場合はこの限りではない。
- エ) 法面の切土・掘削にあたっては掘削面をできるだけ平滑になるようにし、転石や岩塊の落ち、掘削面がえぐられることのないように注意しなければならない。また、このようなことが生じれば、斜面全体の崩壊につながる可能性もあるので適切な処置をしなければならない。
- オ) 法面上の浮石、緩んだ土砂、草木の根系等、吹付モルタルの品質に悪影響をおよぼす恐れのあるものは除去しなければならない。

5.2 コンクリート

- ア) 施工に先立ち 各工種における使用コンクリートを明記し、監督員の承諾を得なければならない。
- イ) 試験は、監督員の指示に従って次の試験をしなければならない。
 - 1) 圧縮強度試験 打設日毎に 1 回以上行うこと
 - 2) スランプ試験 //
 - 3) 空気量試験 //
- ウ) 養生
 - 1) コンクリート打設後、低温、乾燥、急激な温度変化等による有害な影響を受けないよう十分養生しなければならない。
 - 2) 養生の方法及び日数については、監督員の承諾を得なければならない。

5. 3. 吹付砕工及び鉄筋挿入工

5. 3. 1 (準備工)着手前

- ア) 使用する資材の搬入計画を立案し、資材の品質確保と保管状況に留意すること。(一気に資材を搬入し、長期間現場にて放置することを避ける。)
- イ) 補強材、セメント、砂等の材料保管については雨水、湿気等に配慮して日常の点検管理を怠らないようにする。

5. 3. 2 吹付砕工

- ア) 鉄筋の継手は、設計図書に基づき、所定の長さ以上を上下に重ね合わせる。また、鉄筋の継手位置は縦梁と横梁との交差部に設けない。
- イ) 鉄筋の継手位置を同一断面上に集中させてはならない。
- ウ) 吹付付モルタルの品質は、吹付技能工(ノズルマンやガンマン)の技量による影響が大きいため、ノズルマン等の技能を確認して施工を行う。
- エ) 吹付時には型枠、鉄筋等によりはね返りを生じやすいので、はね返った材料の除去、清掃を入念に行う。(吹付の浮上りや剥離等の原因となる。)
- オ) 吹付の打継目は、できるだけ縦梁に設けないようにする。(継目が構造上の弱点とならないよう留意する。)
- カ) 吹付モルタルの表面処理はコテ仕上げを行わないことを原則とする。(モルタルの極端な凸部を除去する程度とする。金コテ仕上げを行うとブリージングを助長し、ひび割れの発生を誘発する恐れがある。)

5. 3. 3 削孔・グラウト注入工

- ア) 所定の位置、削孔径、長さ、角度、方向に留意して削孔を行う。
- イ) 削孔完了後は孔内のスライム、ゴミ等を確実に除去して、削孔した孔に崩壊や閉塞のないことを確認する。
- ウ) 注入は削孔後速やかに行い、地山の湧水等によっては、注入材の充填が困難になるため、孔口での注入材のリターン確認や注入材の比重確認等を行う。

5. 3. 4 挿入工・頭部処理工

- ア) 補強材頭部背面に空洞が生じている場合には、注入が完了後速やかに頭部背面の空洞を硬練りモルタル等で充填しなければならない。
- イ) 補強材の挿入は所定の位置に確実にいき、注入材が硬化するまで補強材が動かないように保持しなければならない。補強材が孔の中心に配置されるようにスペーサーを取り付けて挿入し、挿入の際に補強材に泥等が付着しないよう注意する。また、注入材が硬化開始後に補強材を振動させたり動かす等して付着強度を低下させることのないように注意する。

5. 3. 5 施工時の動態観測

法面の切土や掘削を行う場合は、動態観測を行いながら施工することを原則とする。地盤の評価における調査・設計に限界があることから、設計段階では予測できない事態が生ずる場合を考慮し、法面の切土掘削等を行う場合は動態観測を行いながら施工を行う。

6. 工事記録写真

6. 1 写真管理は、沖縄県土木建築部監修「写真管理基準(案)」によるものとする。
6. 2 写真撮影は、全てカラー仕上げとして工事着手前、外部から明視できなくなる箇所の施工状況、重要な工事段階及び完成後等の工事状況を撮影し、アルバムに整理説明して監督員に提出するものとする。
6. 3 写真撮影にあたっては、測定の確定ができるように図面及び対象物の関連をつけ、被写体には掘削深、掘削幅、基礎幅、基礎厚、その他の施工寸法が判明できるようスタッフ、折尺等をあてる。又、工種、測点、設計寸法、実測寸法、施工時期、その他必要事項を記入した小黒板を置いて撮影し、焼付後の整理及び確認の便とする。現場にはデジタルカメラを常備し、協議すべき現場写真等は、撮影し監督員と協議する。
6. 4 アルバムの整理は、撮影順に張り付け入ることなく関連工種ごとに説明文を附し、整理すること。

7. 品質管理

7. 1 工事に使用する材料は、設計図に品質規格を特に明示した場合を除き、この仕様書によらなければならない。
7. 2 この仕様書に規定のない材料については、日本工業標準調査会制定の日本工業規格(JIS)及びこれらに準ずる規格に適合するもので監督員の承認を得たものでなければならない。
7. 3 工事材料は、使用に先立ち検査を受け合格品は予め協議した場所に整理し、随時甲の点検ができるように保管しなければならない。
7. 4 工事請負者は、工事を行うにあたり下記の現場試験を行い、その結果を報告書により提出するものとする。
 - (1) コンクリート(モルタル)スランプ試験、圧縮強度試験及び、塩分量総量規制、空気量測定
 - (2) 現場密度試験
 - (3) 鉄筋挿入工 確認試験
 - (4) その他監督員の指示する試験、品質管理基準で必要とされる試験
7. 5 本工事に必要な品質管理に要する試験費用は、すべて工事請負者の負担とし、その結果については監督員の指示に従い提出するものとする。

8. 安全管理

8. 1 安全施設等は、道路工事保安施設基準、市街地土木工事公衆災防止対策要綱及び所轄警察署の許可条項を順守し安全管理、災害・事故の防止に努めなければならない。
8. 2 工事現場に工事表示等を設置し、道路交通法に準じて監督員と協議のうえ、規制表示・警戒表示協力依頼表示・バリケード等を適切に設置し、夜間にあたっては必要に応じて注意灯を点ずるなど保安警戒に十部注意するものとする。
8. 3 工事区間内に車両又は歩行者の通行があるときは、これらの通行に十分な配慮するとともに交通誘導員を置き、交通の安全と円滑化を図ること。

9. 竣工図面

9. 1 本工事完了の際は、出来高図面（工事平面図に実施出来高を赤書）を作成して監督員へ提出し竣工検査を受け、竣工検査後に竣工図面を作成する。尚、図面の様式は監督員の承認を受けるものとする。
9. 2 竣工図面の電子データ CD を 1 部作成し提出するものとする。

10. 提出書類

10. 1 本工事に関し監督員が指示する日時までに次の書類を提出しなければならない。

イ) 資材承認願	資材搬入前
ロ) 工事進捗状況報告書	毎月 1 回
ハ) 品質管理書及び出来形管理書	完了後
ニ) 完成図面（観音製本 電子データ CDを含む）	完了後
ホ) 工事記録写真（電子データ CDを含む）	完了後
ヘ) 工事日誌及び材料受け渡し簿	完了後
ト) 建設副産物調書	完了後
チ) 完了届	完了後
10. 2 上記に記載されている書類以外に監督員が必要と認めた場合には、工事請負者はこれを作成し提出しなければならない。

1 1 . その他

- 1 1 . 1 本特記仕様書、本特記仕様書以外に疑義が生じた場合には監督員と協議のうえ決定するものとする。
- 1 1 . 2 本工事現場で伐採取除きする植物等の採取、及び村外持ち出しは認めない。貴重種等がある場合は、監督員と協議しできる限り村内公共施設に移植協力する。
- 1 1 . 3 工事の施工にあたっては、沖縄県赤土流出防止条例を順守し赤土流出防止対策指針に基づき流出防止対策が必要となった場合は実施するものとする。
- 1 1 . 4 工程会議は 週 1 回程度とし、会議には週間工程表を用意すること。
- 1 1 . 5 受注者は、毎月の工事の進捗状況を翌月の 7 日までに監督員へ報告しなければならない。
- 1 1 . 6 本工事に使用する資材等は、県内で産出、生産又は製造された資材等で、その規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。
- 1 1 . 7 受注者は、下請け契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有するもの）から選定するように努めなければならない。
- 1 1 . 8 琉球石灰岩の違法採掘防止として、工所用資材として琉球石灰岩（古生代石灰岩を除く）を使用する場合は、出鉱証明書（原本）を提出すること。
- 1 1 . 9 道路規制等を行う場合は、事前に監督員と協議の上、事前に周辺住民へ周知を行うこと。
- 1 1 . 1 0 工事現場から発生する濁水については、工事現場外へ流出しないよう十分留意して対策を講じること。